

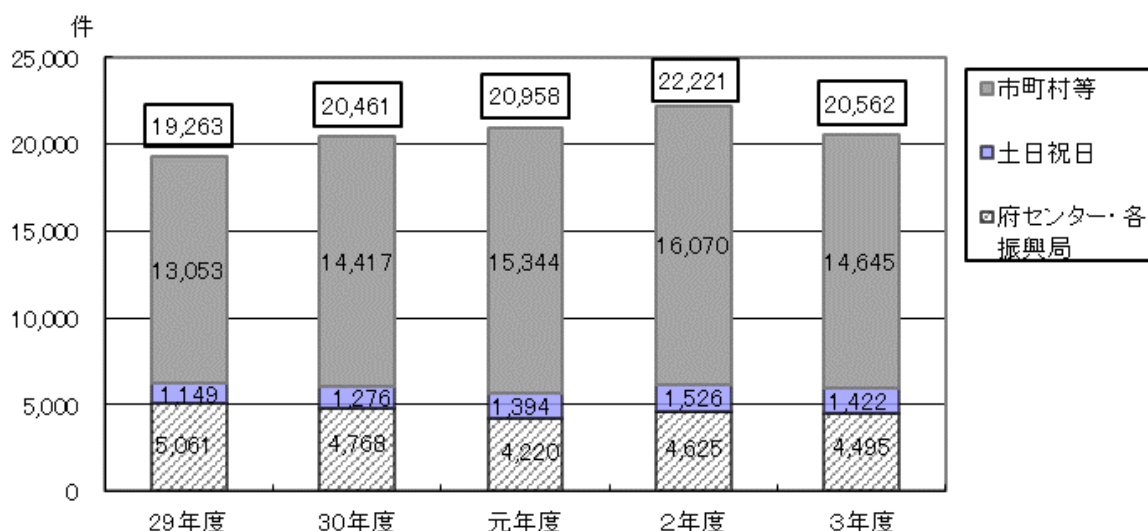
令和3年度消費生活相談概要

1 京都府の消費生活相談の状況

- 令和3年度に市町村等を含めた京都府内の消費生活相談窓口で受け付けた相談件数は20,562件（前年度比92.5%、②22,221件）となっています。令和2年度に急増した新型コロナウイルス感染症に関連した相談が減少したことが主な要因と考えられます。

※ 京都府及び府内消費生活センター等で受け付けた令和4年6月末日時点の相談情報を、PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）で分析した。

【図表1】消費生活相談件数の推移



(1) 商品・役務別相談件数

- 商品・役務別では、迷惑メールや架空請求を含む「商品一般^(※1)」が1,855件と最も多く、9.0%を占めています（前年度比88.4% ②2,098件）。次いで、「役務その他^(※2)」、「化粧品」が上位を占めています。
- 令和2年度まで常に上位だった「放送・コンテンツ等^(※3)」は、PIO-NET分類方法の変更に伴い「役務その他」、「娯楽等情報配信サービス」等に分散しました。

※1 商品一般：商品の相談であることが明確であるが、何であるか特定できない、または特定する必要のない相談
PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）分類・キーワードマニュアル（2020年版）
〔独立行政法人 国民生活センター発行〕による（以下「PIO-NET分類」という。）

※2 役務その他：サービス業のうち、他の分類項目に該当が無いもの。廃品回収、保証サービス、占いサイト、申請代行、解錠サービス等。

※3 放送・コンテンツ等：電波や衛星放送を利用した放送サービス及び電話回線やインターネットを使って情報を得るサービス。令和3年度から、PIO-NET分類ルール変更により、「役務その他」「娯楽等情報配信サービス」「他の教養・娯楽」「ソフトウェアライセンス」「放送」等に細分化された。

【図表 2】商品・役務別相談件数（小分類）

順位	元年度		2 年度		3 年度	
	商品	件数	商品	件数	商品	件数
1位	商品一般	2,070	商品一般	2,098	商品一般	1,855
2位	放送・コンテンツ等	2,024	放送・コンテンツ等	1,970	役務その他	1,048
3位	健康食品	1,222	健康食品	1,215	化粧品	1,047
4位	不動産貸借等	938	不動産貸借等	915	不動産貸借等	912
5位	役務その他	823	役務その他	892	健康食品	649
6位	インターネット通信サービス	802	化粧品	889	娯楽等情報配信サービス	633
7位	化粧品	799	他の保健衛生品	676	他の教養・娯楽	623
8位	移動通信サービス	575	インターネット通信サービス	667	移動通信サービス	588
9位	住宅工事	539	移動通信サービス	576	インターネット通信サービス	578
10位	電気	423	紳士・婦人洋服	503	紳士・婦人洋服	539

【用語】(PIO-NET 分類)

商品一般	迷惑メール、架空請求、覚えのない配達物、不審文書等
役務その他	サービス業のうち、他の分類項目に該当が無いもの。廃品回収、保証サービス、占いサイト、申請代行、解錠サービス等
化粧品	美容液、ハンドクリーム、ヘアトニック、シャンプー、染毛剤、毛髪着色料、制汗・消臭剤、脱毛剤、歯みがき粉等
健康食品	プロテイン、酵母食品、酵素食品、ビタミン剤等
娯楽等情報配信サービス	インターネットを通じた音楽・映像、アダルト情報等の配信サービス
他の教養・娯楽	分類項目に該当が無い教養・娯楽。出会い系サイト、オンラインゲーム、オンラインカジノ等を含む

PIO-NET 分類の商品別分類は大・中・小分類の 3 段階

例：大分類 食料品
 中分類 他の食料品
 小分類 健康食品

《相談事例》

宅配便業者を装った「不在通知」の偽SMS（「商品一般」の例）

宅配業者名でSMSに荷物お届け不在のメッセージが届き、表示されたURLを開いて操作した。その後迷惑メールが増えたため、不審に思い携帯キャリアに問い合わせたところ、アカウントが乗っ取られ、物品購入等、不正利用されていることが判明した。被害回復はできるのだろうか。（40歳代女性）

ワンポイントアドバイス

- ・ SMS やメールで「不在通知」が届いても、記載されている URL には安易にアクセスしないようにしましょう。
- ・ URL にアクセスした場合でも、提供元不明のアプリをインストールしたり、ID・パスワード等を入力したりしないようにしましょう。
- ・ 不正なアプリをインストールした場合には、アンインストールしましょう。
- ・ 偽サイトに ID・パスワード等を入力してしまったら、すぐに変更しましょう。
- ・ 携帯電話会社の対策サービスやセキュリティソフト等を活用しましょう。
- ・ ID・パスワード等の使い回しはやめましょう。
- ・ キャリア決済の限度額を必要最小限に設定するか、利用しない設定に変更しましょう。

暮らしのレスキューサービスでのトラブル（「役務その他」の例）

マンション自室のトイレと浴室の配水管が詰まったので、インターネットで検索し、最上位の「340円から」と記載された業者に連絡した。「作業員が確認して、作業前に内容と金額を提示する」とのことであったが、作業後に20万円と記載された契約書を手渡された。高額すぎると思う。（20歳代女性）

ワンポイントアドバイス

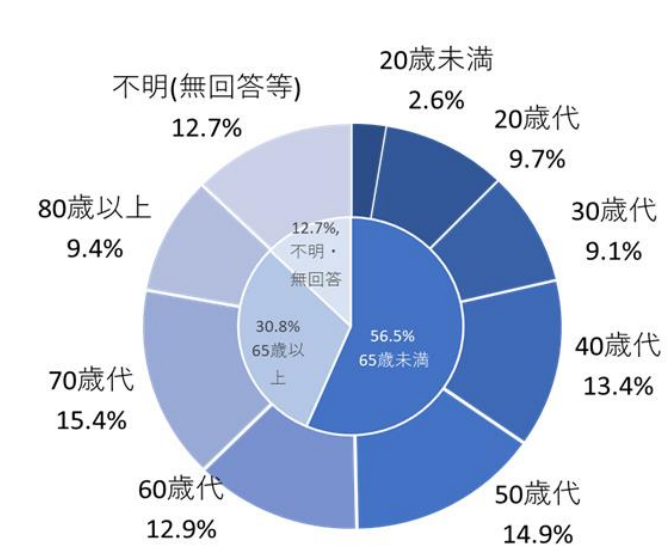
- ・ 「暮らしのレスキューサービス」とは、トイレ修理、水漏れ修理、鍵の修理、害虫の駆除等、日常生活でのトラブルに際して事業者が駆けつけて対処するサービスを指します。
- ・ チラシやホームページの表示や電話で説明された料金を、うのみにしないようにしましょう。
- ・ 契約する場合は複数社から見積りを取り、サービス内容や料金を十分に検討しましょう。
- ・ 緊急を要するトラブルの発生に備え、地元の工務店や自治体の管工事組合など信頼のける事業者を探しておきましょう。
- ・ 料金や作業内容に納得できない場合は、きっぱりと契約を断り、その場での支払いはしないようにしましょう。
- ・ 契約を急かされる、次々と高額な作業を提案される場合などは作業を断りましょう。
- ・ トラブルになったときには消費生活センター等に相談しましょう。

(2) 年齢層別相談件数

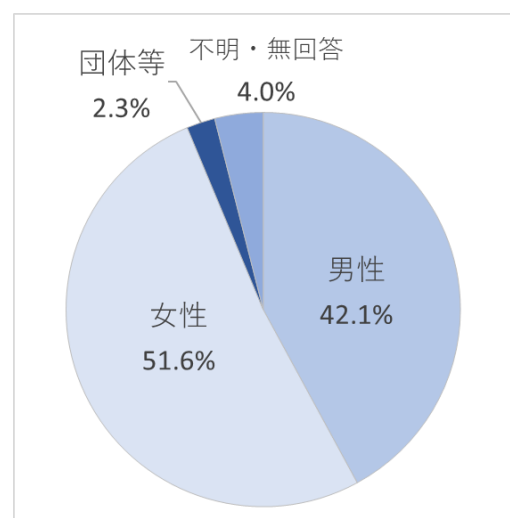
ア 契約当事者の年代別、男女別

- 年代別では、40歳代から70歳代の割合は12.9%から15.4%と概ね均等となっており、30歳代以下、80歳以上はそれぞれ10%未満と少なくなっています。
- 男女別では、女性からの相談が51.6%とやや多くなっています。

【図表3】契約当事者の年代別割合



【図表4】契約当事者の性別割合



※ 端数処理の関係上、合計100%になっていません。

イ 契約当事者の年代別、商品・役務別（小分類 上位3位）

- 20歳代、30歳代では、退去時の費用負担などの「不動産貸借等」に関する相談が最も多くなっています。
- 40歳代以上の年齢層では、内容の特定できない商品や架空請求を含む「商品一般」の相談が最も多くなっています。
- 20歳未満、40歳代、50歳代、70歳以上では、「申込みは簡単にできたが、なかなか解約できない」といった、いわゆる「お試し定期購入」の相談が含まれる「化粧品」が、上位に入っています。
- 20歳代では、他の年代には無い「内職・副業」「理美容」が上位に入っていることが特徴的です。

【図表5】契約当事者の年代別、商品・役務別（小分類 上位3位）

年代	1位		2位		3位	
	商品・役務	件数	商品・役務	件数	商品・役務	件数
20歳未満	他の教養・娯楽	134	娯楽等情報配信サービス	49	化粧品	48
20歳代	不動産貸借等	263	内職・副業	122	理美容	111
30歳代	不動産貸借等	188	商品一般	132	役務その他	95
40歳代	商品一般	177	不動産貸借等	137	化粧品	129
50歳代	商品一般	262	化粧品	213	役務その他	126
60歳代	商品一般	218	化粧品	213	役務その他	113
70歳以上	商品一般	661	役務その他	309	化粧品	244

《相談事例》

賃貸住宅退去時の費用負担

6年間居住したアパートを退居した。敷金は3万円で家賃も格安であったが、原状回復費用として、ハウスクリーニング代、クロスの貼り替え、クッションフロアの貼り替え、扉枠の塗り替えなどの名目で10万円の請求があった。納得いかない金額だが支払う必要はあるのか。（20歳代男性）

ワンポイントアドバイス

- ・ 入居時及び退去時には、借借人と家主や管理会社、仲介業者等（以下、家主側）との立ち会いの下で部屋の現状を確認するようにしましょう。
- ・ 退去に備えて、入居時に室内の写真を撮っておく（日付入り）ことも有効な手段です。
- ・ 退去時に示された原状回復費用の内訳について、家主側に十分な説明を求めるようにすることが大切です。家主側との話し合いによる解決が困難である場合には、民事調停や少額訴訟などの手続きもあります。

【原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（国土交通省）】

原状回復とは、借借人の居住、使用により発生した建物価値の減少のうち、借借人の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損を復旧すること。

（借借人負担とされる事例）

次のような事例は、争訟において通常の使用による汚損を超えるものと判断され借借人負担とされる場合が多い。

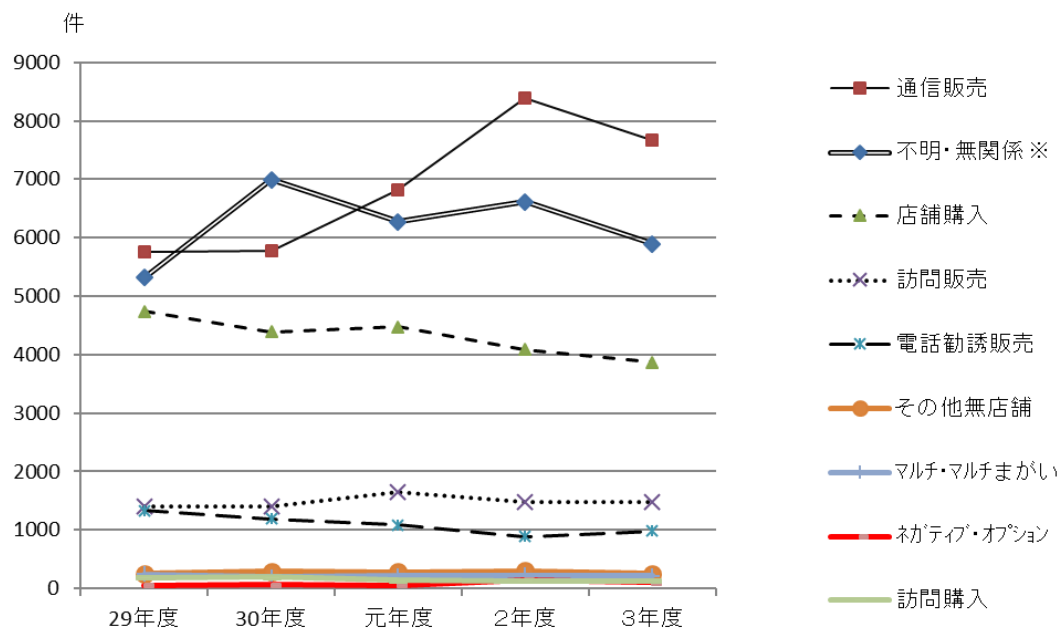
- ① タバコのヤニや臭い
- ② ペットによる柱等の傷や臭い
- ③ 重量物を掛けるために開けた釘穴・ねじ穴
- ④ 予め設置された照明器具用コンセントを使用せずに天井に直接設置した照明

(3) 販売購入形態別相談件数

● 販売購入形態別では、「通信販売」が最も多く、7,667件（37.3%）となっています（前年度比91.5%、②8,382件）。年代別では50歳代、40歳代が多くなっています。令和2年度はコロナ禍の「巣ごもり消費」によるとみられるネット通販が急増しましたが、3年度は幾分減少しています。

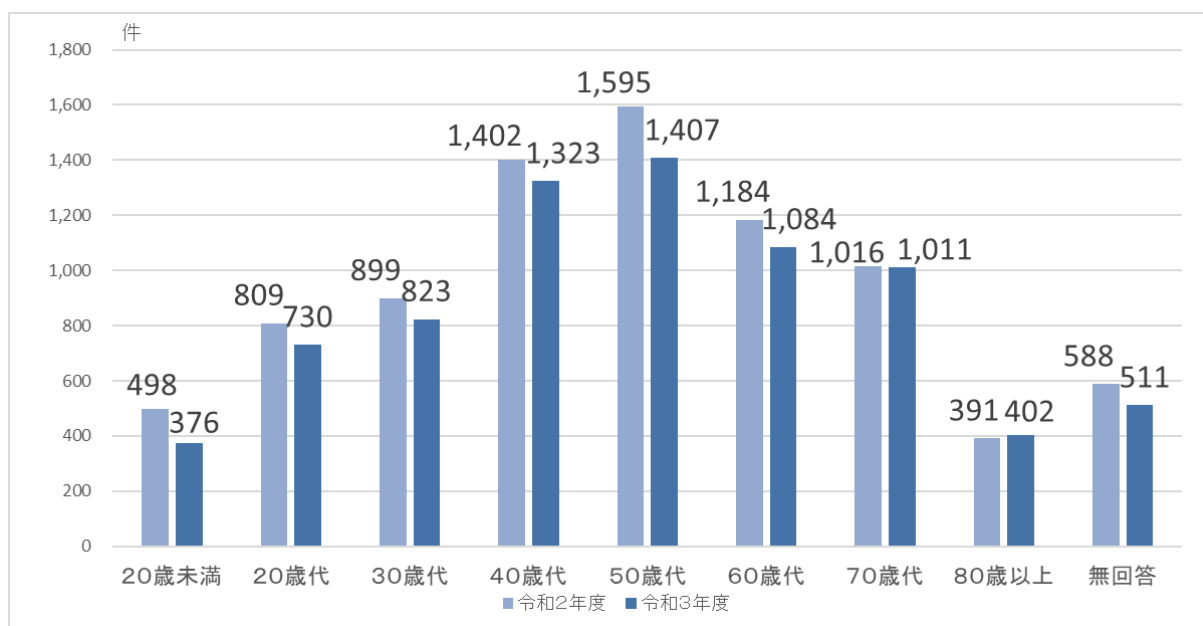
● 「マルチ・マルチまがい」の件数は20歳代が多く、「訪問販売」の件数は70歳代、80歳以上で多くなっています。

【図表6】販売購入形態別相談件数

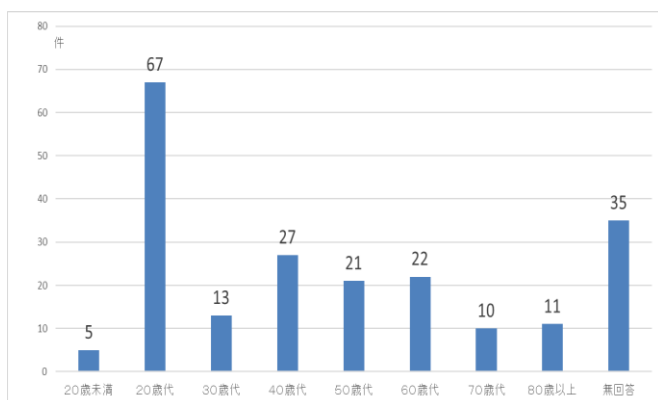


※ 不明・無関係：他のいずれの販売形態に当たるか不明なもの、そもそも販売や購入という概念とは無関係なものなど（贈答品、法制度等の照会、税金関係、労務関係など）

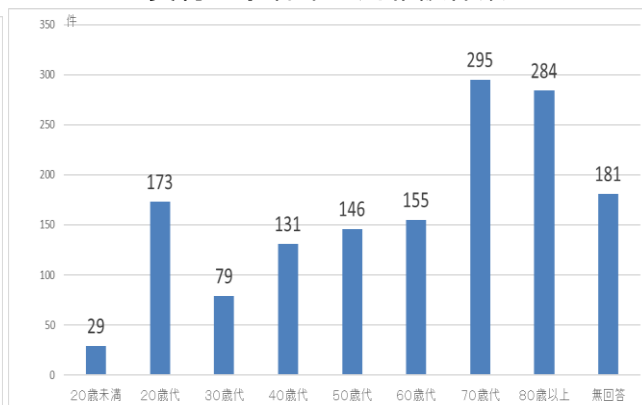
【図表7】「通信販売」契約当事者年代別相談件数



【図表 8】 「マルチ・マルチまがい」
契約当事者年代別相談件数



【図表 9】 「訪問販売」
契約当事者年代別相談件数

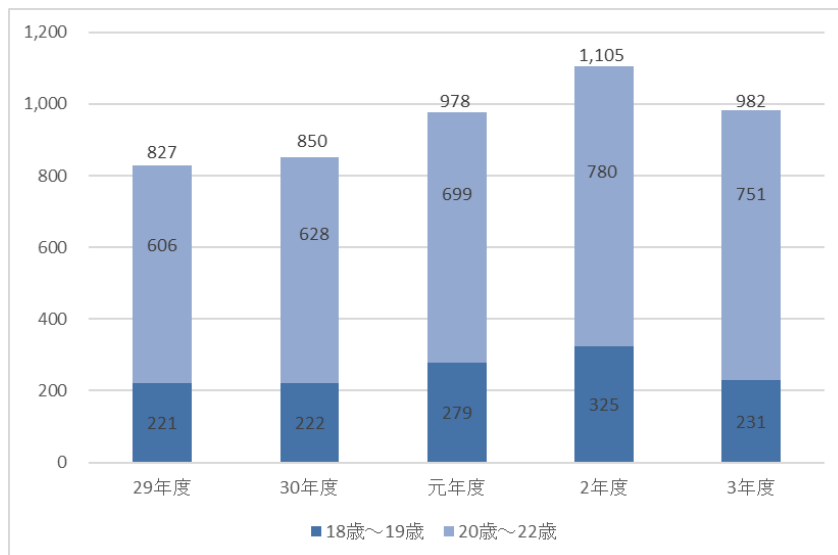


(4) 若年者に関する相談

ア 若年者の相談件数

- 令和4年4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえ、若年者の相談状況の分析を行います。
- 若年者（ここでは対象を契約当事者年齢が18歳～22歳とします。）の年度別の相談件数推移は、全体の相談件数と同様の増減傾向を見せており、その占める割合は4%～5%程度を維持し、特に大きな乖離は見られません。

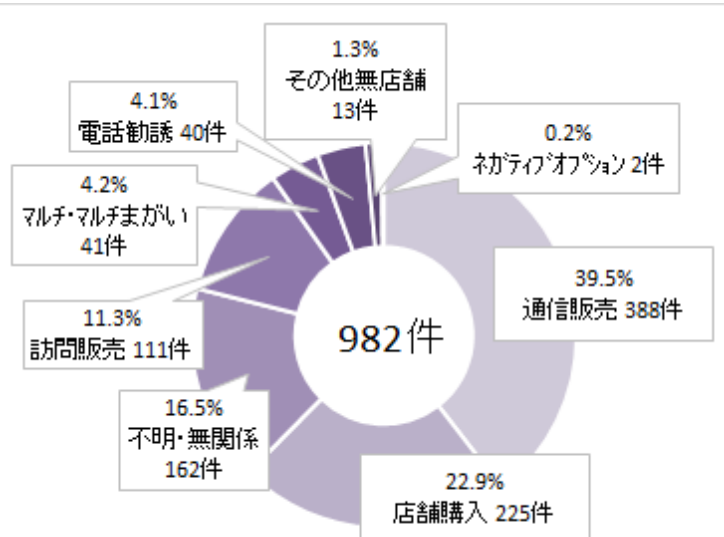
【図表 10】 18歳～22歳の消費生活相談件数の推移



イ 若年者相談の販売購入形態

- 令和3年度の若年者の相談のうち、最も多い販売購入形態は通信販売（39.5%）であり、次いで店舗購入（22.9%）となっています。
- マルチ・マルチまがいの割合は、4.2%に過ぎませんが、それでも他の世代に比べると突出して高い比率です（全体での割合は1.0%）。

【図表 11】若年者に関する相談（982 件）の販売購入形態別割合



《相談事例》

高額な投資話（「マルチ・マルチまがい」の例）

知り合いから投資に興味はないかと誘われた。Web 会議システムで事業者から説明を聞いたところ、入会金が約 30 万円と高額なので親に相談したいと言ったが引き留められ、長時間続く勧誘に根負けしてしまい、消費者金融で借金をして申し込むこととなった。返済も苦しいのでやめたい。（20 歳代女性）

ワンポイントアドバイス

- ・ 借金をしてまで契約すべきものかよく考えましょう。
- ・ 断る際は、「お金がない」ではなく、「いりません」ときっぱり断りましょう。
- ・ 使用目的や職業、年収等についてウソをついて借金することは絶対にやめましょう。そのように指示されても、絶対に耳を貸さないでください。

ウ 若年者相談の上位を占める商品・役務

- 若年者の相談のうち、最も多い商品・役務は「不動産賃貸等」となっています。
- 「内職・副業」「理美容」「教室・講座」が上位に来ていることが、他の年代には見られない特徴です。

【図表 12】若年者相談の商品・役務別（小分類 上位10位）

順位	商品・役務名	
1位	不動産貸借等	88
2位	内職・副業	75
3位	他の教養・娯楽	67
3位	理美容	67
5位	娯楽等情報配信サービス	55
6位	化粧品	47
7位	電気	45
8位	教室・講座	37
8位	役務その他	37
10位	商品一般	33

《相談事例》

ネットで見つけた副業（「内職・副業」の例）

ネットで、誰でも無料で始められて儲かるという副業の広告を見つけて申し込んだ。登録後にSNSでのやりとりでアプリ購入を勧められて4万円ほどをクレジットカードで決済したが、後でおかしいと思い取り消したいと申し出るも、それ以上稼げると説得された。（10歳代女性）

脱毛エステ（「理美容」の例）

エステサロンの全身脱毛を契約し、施術期間は約2年間、金額はローンも含め総額約60万円になるが、支払いが苦しいので中途解約したい。（20歳代女性）

就活セミナー（「教室・講座」の例）

知り合いから英会話教室という名の就活セミナーに誘われ、約13万円を支払って参加したが、オンライン受講がうまくできないので、中途解約して未受講分の代金を返金してほしい。（20歳代男性）

ワンポイントアドバイス

【内職・副業】

- ・ 「簡単に稼げる」「気軽に始められる」と強調するインターネット広告やSNSの情報を安易に信じないようにしましょう。

【理美容】【教室・講座】

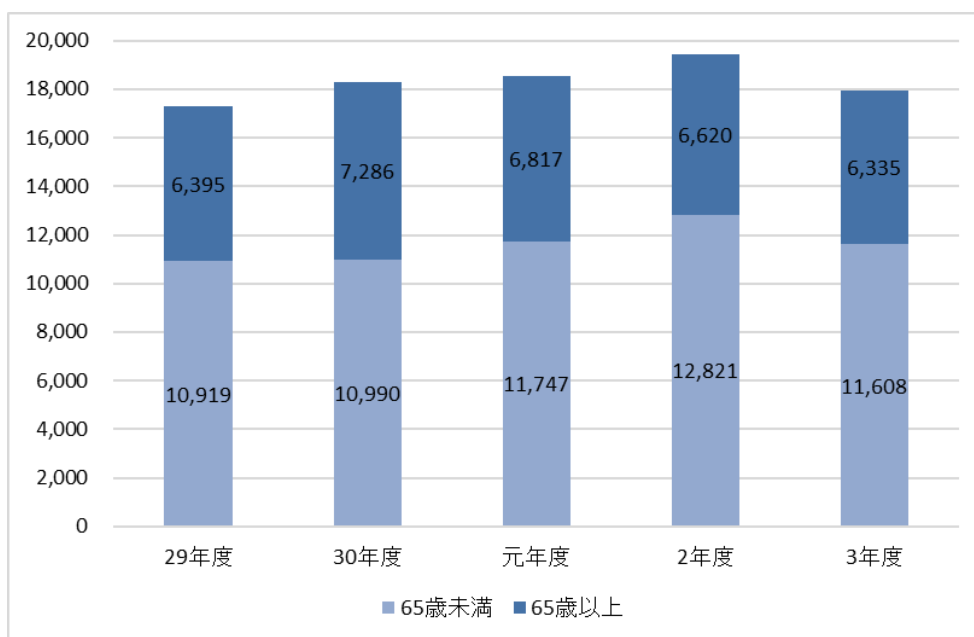
- ・ 長期間にわたる契約は「解約しなければならないとき」も考え慎重にしましょう。長期間の契約が心配なときは、都度払いができるコースや事業者を選択しましょう。

(5) 高齢者に関する相談

ア 高齢者の相談

- 架空請求を含む詐欺的手口に係る相談が減少したことなどにより、高齢者（65歳以上）の相談件数は3年連続で減少しました。しかし、全体に占める相談割合は30.8%となっており、依然、高い水準を維持しています。

【図表 13】 65歳以上、65歳未満別 消費生活相談件数の推移

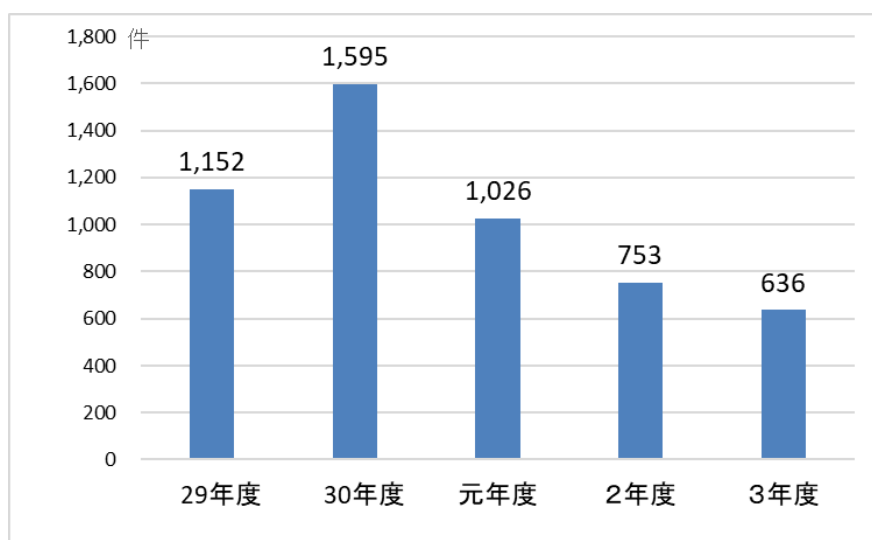


※ 年齢不明、企業・団体等の件数を除く。

イ 詐欺的な手口に関する相談

- 高齢者の相談件数のうち「詐欺」「架空請求」「融資保証金詐欺」「還付金詐欺」などの詐欺的な手口に関する相談件数は3年連続で減少しました。

【図表 14】 高齢者の相談のうち詐欺的な手口に関する相談件数

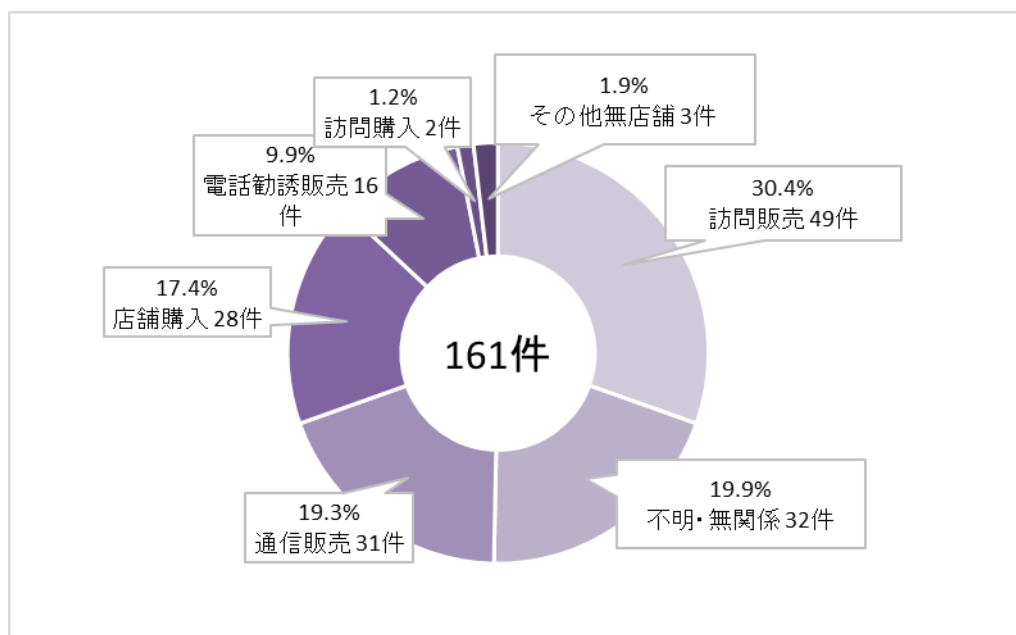


ウ 判断不十分者（契約当事者）に関する相談件数

- 高齢者の相談のうち、判断不十分者^(※)に係る相談（相談自体は家族や施設職員等から）は、161件（高齢者に占める割合2.5%）でした。（②153件）
- 販売購入形態別では、「訪問販売」が30.4%と最も多く、家族から、新聞の定期購読や住宅等の修理の契約書を発見したといった内容の相談がありました。

※ 判断不十分者：精神障害や知的障害、加齢に伴う疾病等で十分な判断ができない状態にある者（定義は、PIO-NET分類による。）

【図表 15】判断不十分（契約当事者）に関する相談（161件）の販売購入形態別割合



《相談事例》

生命保険の訪問勧誘

高齢で認知能力の衰えた夫が一人で在宅中に訪問勧誘を受けたようで、生命保険か何かの契約をしたらしい。名刺ももらっていないし契約書があるのかもよくわからない。（80歳代男性）

ワンポイントアドバイス

- ・ 日頃から高齢者本人の様子、言動や態度に変化や不審な点がないか気をつけましょう。
- ・ 少しでも変化に気づいたら、高齢者本人に声をかけ、経緯などを確認しましょう。
- ・ 地域の見守り活動や、成年後見制度の利用も検討しましょう。
- ・ 通話録音装置などの新しい「防犯アイテム」を利用する方法もあります。
- ・ 認知症等の症状がみられる場合は、医師の診断書を入手しておきましょう。

2 令和3年度の特徴的な消費生活相談

(1) 新型コロナウイルス感染症に関連した相談

- 令和3年度には、860件の相談が寄せられています（前年度比41.6%と大きく減少、②2,069件）。
- 内容としては、旅行や結婚式場のキャンセル等に関する相談が依然として寄せられています。

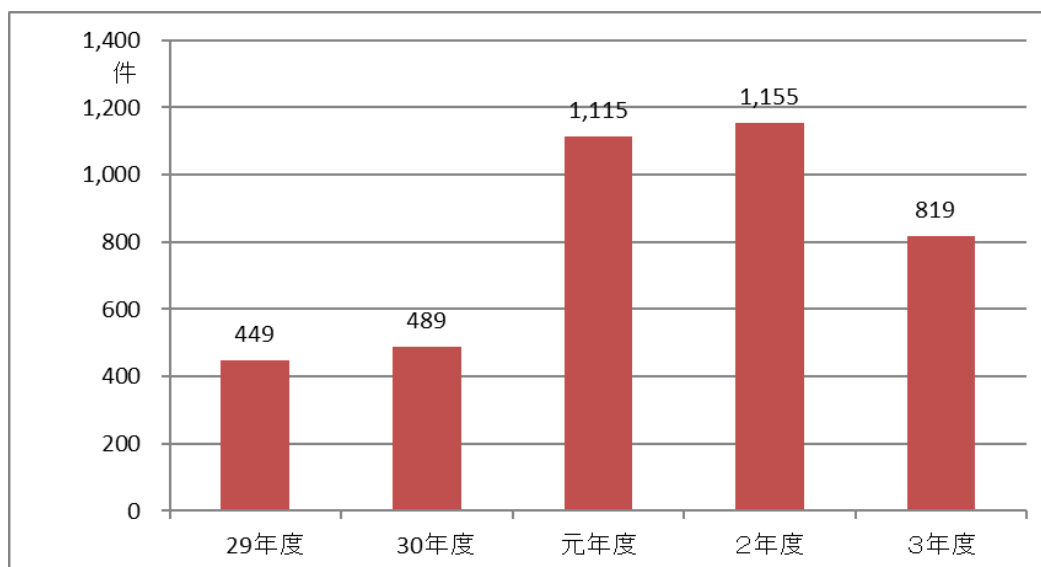
【図表16】 主な内訳 令和3年度 (単位:件数)

主な内訳	(単位:件数)
旅行・結婚式場等のキャンセル	125
スポーツジム、ヨガ教室・各種講座等キャンセル	77
マスク (送り付け、粗悪品の販売等)	46
持続化給付金の不正受給	5
特別定額給付金等の詐欺まがい	1
その他	606
計	860

(2) お試しの定期購入に関する相談

- 健康食品、サプリメント、美容関連商品等を通信販売で購入する際に、「無料お試し」や「低額のお試し価格」と思って注文したところ、定期購入の条件が付いていたといった相談は819件ありました。前年度比で70.9%（②1,155件）とかなり減少しました。

【図表17】 お試しの定期購入に関する相談件数



《相談事例》

お試しの定期購入

ネット通販で定期購入の条件（縛り）がないことの記載を確認して口臭予防歯磨き粉を注文した。効果がないので解約しようとしたところ、4回の定期縛りとなっていた。解約のためには2回目発送の10日前の電話が必要となっていた。お試し価格は500円、2回目から2個6,000円で届くようだ。（50歳代女性）

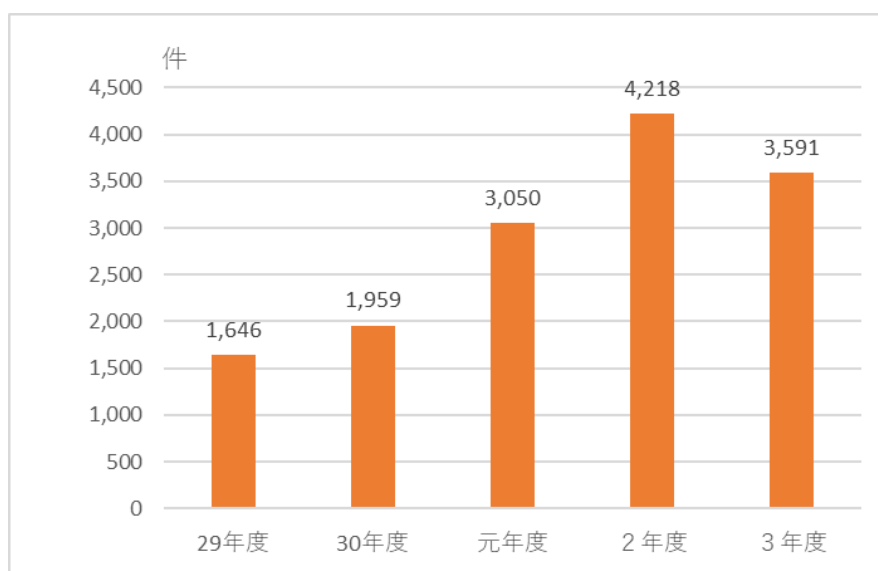
ワンポイントアドバイス

- ・ 通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。いったん注文すると、簡単に契約がなかったことにはできません。注文前に返品・解約の条件を確認しましょう。
- ・ 低価格を強調する広告は特に詳細を確認しましょう。
- ・ 注文する前に販売サイトを隅々まで確認しましょう。
- ・ 未成年者は特に気をつけましょう。親などの親権者の同意を得て申し込みましょう。
- ・ トラブルにあったら電話やメール等の記録を残しましょう。
- ・ 令和4年6月から改正特商法が施行され、詐欺的な定期購入に対する規制は強化されましたが、引き続き被害に遭わないよう注意が必要です。

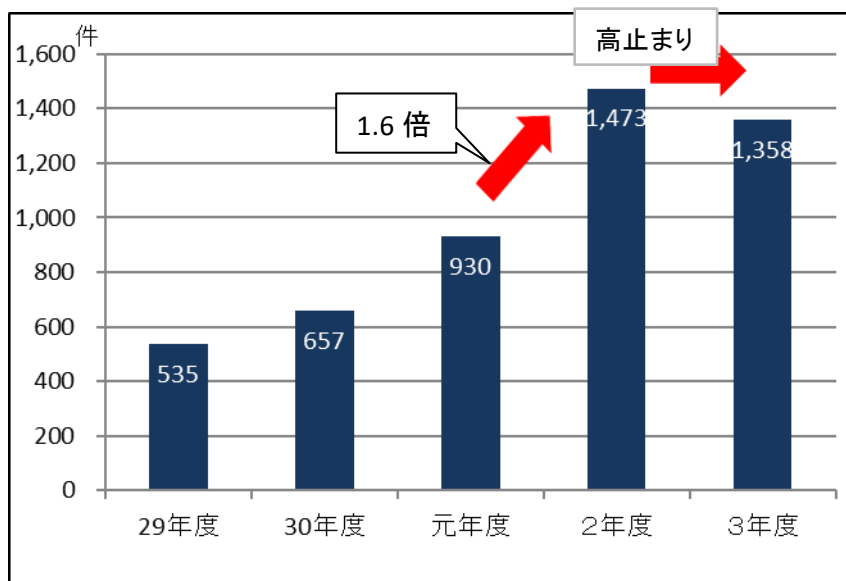
(3) インターネット通販の商品未着・連絡不能等に関する相談

- インターネット通販の商品に関する消費生活相談は、近年増加していますが、注文した商品が届かない「商品未着」、業者と連絡がとれなくなる「連絡不能」等に関する相談が高止まりしており、1,358件でした（前年度比92.2% ②1,473件）。

【図表 18】 インターネット通販の商品に関する消費生活相談件数



【図表 19】商品未着・連絡不能等の相談件数



※ 商品未着：配送ミスに限らず商品が届かない場合に付与される内容等キーワード。
 連絡不能：売り手の所在不明ではないが、何らかの理由で連絡が取れない状態。
 なお、それぞれ独立したキーワードのため「インターネット通販」の内数とは限らない。

《相談事例》

偽通販サイトに関するトラブル

URLリンク先のサイトからインターネット通販で姪へのプレゼント用にままごとセットを注文し、代金を振り込んだ。口座名義は外国人の個人名のようにであった。その後、商品は届かず、URLは開かない状態となっていた。メールにはサイト名だけが記載され、住所や電話番号の記載はない。どう対処すればよいか。(20歳代女性)

ワンポイントアドバイス

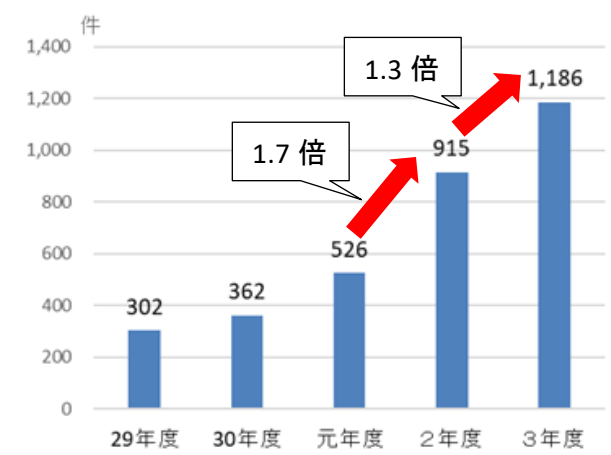
- ・ 通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。事前に返品・解約の条件や販売事業者の連絡先を確認しましょう。
- ・ お金や個人情報の詐取等を目的とした詐欺的な通販サイトもあります。少しでも怪しいと思ったら利用しないようにしましょう。
- ・ 先に代金を支払うと、支払いのリスクはすべて消費者が負うことを認識しましょう。
- ・ 個人名義の銀行口座に代金の振込みはしないようにしましょう。

(4) SNSに関する相談

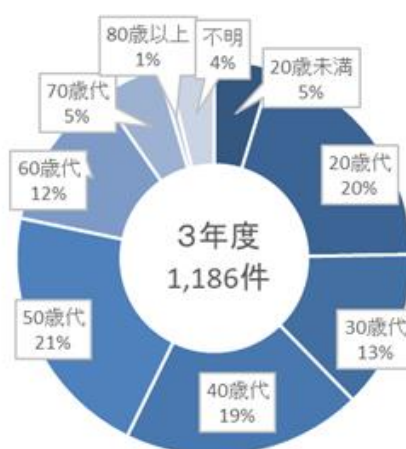
- SNS^(※)に表示された広告がきっかけとなったトラブル、SNSで知り合った人がきっかけとなったトラブルなどのSNSに関する相談件数は1,186件(前年度比129.6%②915件)と令和2年度の1.3倍となりました。
- 契約当事者の年齢別相談件数の割合は50歳代、20歳代がそれぞれ20%以上を占め、次いで40歳代(19.6%)、30歳代(13.0%)となっており、幅広い年代でトラブルが発生しています。

※ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service））
 ：ネット上で主に情報交換をすることを目的に、人と人とつながるための機能に特化したサービスを総合的に提供しているもの

【図表 20】 SNSに関する相談件数



【図表 21】 契約当事者の年齢別相談割合



《相談事例》

マッチングアプリ等をきっかけとした投資詐欺

マッチングアプリで知り合った女性から勧められてFX投資を始めた。暗号資産取引所経由で計25万円を支払い、500万円の利益が出ていた。その利益を引き出そうとしたところ、140万円の証拠金の支払いがなければ引き出せないとのことで、不審。
 (30歳代男性)

ワンポイントアドバイス

- ・ 高額な契約を勧誘されたり、話が違ふと思ったら、きっぱりと契約を断りましょう。
- ・ クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約しないようにしましょう。
- ・ 出会い系サイトやマッチングアプリ等の規約をよく読んでから利用しましょう。
- ・ うまいもうけ話には安易に応じないようにしましょう。
- ・ 投資は慎重に行いましょう。
- ・ 個人情報や安易に提供しないようにしましょう。
- ・ 契約前に契約条件、契約内容を確認しましょう。トラブルに備えて SNS 等のやり取りの記録は消さずに残しましょう。

(5) アナログ戻しに関する相談

- インターネットの光回線の契約をしている消費者に対して、「アナログ回線（アナログ電話）に戻せば料金が安くなる」などと勧誘し、手続き代行やオプションサービスの料金として高額な請求をする、いわゆる「アナログ戻し」のトラブルが令和3年度から急増しています。
- 京都府内の相談件数 令和2年度：3件、令和3年度：81件

《相談事例》

アナログ戻し

「インターネットを利用していないのなら、光回線からアナログ回線に戻す方がお得。」という電話勧誘があり、了承した。後日届いた書面には代行手数料 44,000 円の他に月額 990 円のオプションが 2 つ付けられていた。このような契約をしたつもりはないが、解約には 22,000 円必要とのこと。どうすれば良いか。(80 歳代男性)

ワンポイントアドバイス

- ・ 勧誘を受けた事業者名と契約内容をしっかり確認しましょう。
- ・ 必要のない契約はきっぱり断りましょう。電話対応が苦手な場合は、普段から在宅中も留守番電話に設定し、かかってきた電話には直接出ず、留守電装置に対応させる対策（当センターではこれを「居留守電」と名付けています）を取りましょう。
- ・ 光回線契約をアナログ回線に戻す場合には、NTT 西日本に問い合わせましょう。手続きは消費者自身でも可能です。

(参考資料)

令和3年度京都府センター及び広域振興局の消費生活相談窓口で受けた相談

■概要

項目		件数
相談件数		4,495
性別	男性	1,981
	女性	2,196
	不明・その他	318
年齢別	20歳未満	108
	20歳代	367
	30歳代	381
	40歳代	602
	50歳代	675
	60歳代	591
	70歳以上	1,058
	その他・不明	713
	平均年齢	55
職業別	給与生活者	1,621
	自営・自由	259
	家事従事者	413
	学生	191
	無職	1,324
	団体	122
	その他・不明	565

項目		件数
販売購入形態	店舗購入	876
	訪問販売	297
	通信販売	1,657
	マルチ・マルチまがい取引	74
	電話勧誘販売	224
	ネガティブ・オプション	11
	訪問購入	28
	その他無店舗販売	80
	不明・無関係	1,248

項目		件数
商品大分類	商品一般	356
	食料品	328
	住居品	189
	光熱水品	72
	被服品	251
	保健衛生品	354
	教養娯楽品	359
	車両・乗り物	106
	土地・建物・設備	95
	他の商品	9
	商品計	2,119
	クリーニング	23
	レンタル・リース・貸借	229
	工事・建築・加工	101
	修理・補修	61
	管理・保管	12
	役務一般	50
	金融・保険サービス	314
	運輸・通信サービス	337
	教育サービス	16
	教養・娯楽サービス	445
	保健・福祉サービス	179
	他の役務	270
	内職・副業・ねずみ講	86
	他の行政サービス	37
	役務計	2,160
	他の相談	216
	総計	4,495

■年代別、商品・役務別相談件数（小分類）

順位	20歳未満	件数	20歳代	件数	30歳代	件数	40歳代	件数	50歳代	件数	60歳代	件数	70歳以上	件数
1	他の教養・娯楽	26	不動産貸借等	58	商品一般	32	娯楽等情報配信サービス	46	商品一般	51	化粧品	52	商品一般	109
2	娯楽等情報配信サービス	14	内職・副業	33	不動産貸借等	28	商品一般	35	化粧品	47	商品一般	46	役務その他	57
3	健康食品	10	教室・講座	16	他の教養・娯楽	18	化粧品	32	不動産貸借等	33	不動産貸借等	32	化粧品	54